三　ジャカルタ事務所スラバヤ出張所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	JAKARTA OFFICE SURABAYA SUB-OFFICE（ジャカルタ事務所スラバヤ出張所）
変更後	SURABAYA OFFICE（スラバヤ事務所）

(二)　変更年月日　平成二十三年四月十五日

四　リオデジャネイロ事務所サントス出張所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
RIO DE JANEIRO OFFICE SANTOS SUB-OFFICE（リオデジャネイロ事務所サントス出張所）	Rua Euclides da Cunha, 11 sala 309 11065-100-Santos-SP, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

(二)　新設する年月日　平成二十三年五月一日

○国土交通省告示第五百五十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場及び改造修理認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月二十七日　　国土交通大臣　大畠　章宏

事業場の名称	認定の種類	有効期間	
ナカシマプロペラ株式会社　本社工場	製造認定	平成23年5月13日から平成28年5月12日まで	
〃	改造修理認定	〃	
〃	プロペラ（可変ピッチプロペラにあってはプロペラの羽根に限る。）	〃	
事業場の所在地	認定に係る物件の範囲		
岡山県岡山市東区上道北方688番地の1	プロペラ		

○国土交通省告示第五百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場及び改造修理認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月二十七日　　国土交通大臣　大畠　章宏

事業場の名称	認定の種類	有効期間	
かもめプロペラ株式会社　本社工場	製造認定	平成23年5月13日から平成28年5月12日まで	
〃	プロペラ軸	〃	
〃	中間軸	〃	
〃	改造修理認定	〃	
事業場の所在地	認定に係る物件の範囲		
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町690番地	プロペラ		

○国土交通省告示第五百五十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場及び改造修理認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月二十七日　　国土交通大臣　大畠　章宏

事業場の名称	認定の種類	有効期間	
株式会社ＩＨＩ回転機械事業部	製造認定	平成23年5月13日から平成28年5月12日まで	
〃	改造修理認定	〃	
事業場の所在地	認定に係る物件の範囲		
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富3934番地	排気タービン過給機		

国会事項

衆議院

質問書提出

五月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北方領土における日ロ経済協力に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

本格的な復旧・復興と日本再生に関する質問主意書（木村太郎提出）

地方公務員の給与削減に関する質問主意書（山口俊一提出）

原子力発電施設の外の放射能を帯びたガレキに関する質問主意書（橘慶一郎提出）

原子力発電所の地下立地に関する質問主意書（山本拓提出）

議事日程

五月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十七号

平成二十三年五月二十六日（木曜日）

午後一時開議

第一　電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四　東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

五月二十五日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第百七十四回国会提出）

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

総務委員会に付託

質問主意書提出

五月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

脱北者の本邦入国に関する再質問主意書（浜田和幸提出）（第一六一号）

福島第一原発一号機への海水注入作業に関する質問主意書（丸川珠代提出）（第一六二号）

質問主意書転送

五月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

国家公務員の指定職及び特別職の俸給に関する質問主意書（礒崎陽輔提出）（第一五八号）

外国人による土地取得の制限と国際協定に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一五九号）

輸入小麦の確保と食糧安全保障戦略に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一六〇号）

人事異動

外務省

特命全権大使
ガーナ国駐箚を命ずる　二階　尚人
（在デンマーク日本国大使館参事官）

外務事務官
在ブリスベン日本国総領事館総領事に転任させる　藤田　順三
（以上五月二十四日）

経済産業省

（資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課長）経済産業事務官　中村　稔
（原子力安全・保安院電力安全課長）経済産業技官　櫻田　道夫
大臣官房審議官に昇任させる
（近畿経済産業局総務企画部長）
産業保安・核物質防護担当を命ずる
経済産業事務官　若井　英二
大臣官房付に配置換する
（大臣官房付）同　中村　稔
近畿経済産業局総務企画部長に配置換する
（大臣官房審議官（産業保安・核物質防護担当））経済産業技官　内藤　伸悟
警察庁に出向させる
（警察庁長官官房技術審議官）
警察庁技官　福島　章
経済産業技官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する（以上五月十六日）